令和８年度事業計画

公益財団法人全日本剣道連盟

公益財団法人全日本剣道連盟（以下、「全剣連」という。）は、わが国の伝統と文化に培われた剣道の普及・発展を図るとともに、心身の錬磨による人づくりとわが国社会の健全な発展に貢献することを目指す。

このために、日本の剣道界を統括し代表する団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、令和８年度の事業を展開する。

第１．基本方針

「剣道の理念」に基づき、社会から高く評価される活力ある剣道界のさらなる発展の実現を目指し、国内外各層への剣道普及を図る。

第２．重点方策

１．伝統文化としての剣道の正しい普及と発展のために、教育の充実を図る。

２．中学校武道必修化に伴う剣道の課題を検討して諸施策を立案し、その推進を支援する。

３．強化・指導・教育を通じて、資質の高い剣道人を育成する。

４．称号・段級位制度の適正な運用を図る。

５．試合・審判規則とその細則ならびに運営要領を厳正に運用し、剣道の質を高めるために、指導法と連携し、審判による試合の充実と活性化を図る。

６．国際剣道連盟の活動を支援し、海外を含めた剣道諸団体の健全な育成・強化を図る。

７．資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費節減に努め、財政基盤の強化を図る。

８．一般社会の剣道への理解を深めるため、広報ならびに文化関係事業の展開に注力する。

第３．重点事項

本年度は、伝統文化としての剣道の正しい普及とさらなる剣道の質の向上を図るため、指導・教育体制を強化し、以下の重点事項を実施する。このほか、主催・共催各大会をはじめ、審査会、講習会、社会体育指導員養成講習会等の充実を図るとともに、諸団体の行う重要な大会および講習会を後援し、その充実に協力する。

なお、主な大会、審査会、各種講習会等は、令和８年度行事日程表（添付）のとおりである。

1. 普　及

(1)　高段者及び指導的立場にある者に、体罰・パワハラ等を惹起させないための予防・抑制策を、研究・検討する。

(2)　剣道人口の調査方法を検討し、幼少年、中学・高校生、高壮年、女子といったカテゴリーごとの人口動態を探り、人口の増加策へ活用する。

(3)　幼少年や中学・高校生を対象の中心として、剣道実施環境の整備ならびに剣道の魅力発信を行うための、具体的な方策を検討する。

(4)　「剣道研究会」「中央講習会」の実施内容を基板とした、後援講習会を活用した方策の検討を進める。また、主催大会の活性化を検討する。

2. 学校教育関連

剣道人口の減少が加速する中、剣道の魅力や教育的価値等について教育機関・関係者に広く理解を求め普及を図る。さらに小・中・高・大学における課題を整理し、その改善に向けた具体的な策を検討・実行する。

(1)　スポーツ庁委託事業『「令和の日本型学校体育構築支援事業」③多様な武道等指導の充実及び支援体制の強化』を推進し、持続可能な支援体制を強化と授業協力者の活用数と剣道授業採用校との増加を図る。

(2)　日本武道館及び全日本学校剣道連盟との共催で「全国剣道指導者研修会」を実施にあたり、剣道を特技としない中学校保健体育科教員や若手教員の参加を促し、指導力向上を図る。

(3)　日本武道協議会設立 45 周年記念事業『少年少女武道指導書(映像付)』剣道版の活用を促す。加えて本誌を基に「中学校武道授業映像教材」を製作した、中学校の剣道授業における YouTube 視聴学習で剣道の魅力を伝え興味関心を持たせ剣道の良さ、楽しさの理解深め剣道人口の増加を図る。

(4)　スポーツ庁「中学校部活動の地域展開」の進捗状況を踏まえ、地域剣道指導者を部活動指導員や外部指導者（授業協力者）として剣道部活動に参入する

方策を検討する。

(5) 中学校及び高等学校や大学における部活動の実態を把握し、課題解決の具体的な方策を検討する。加えて「剣道未来プロジェクト」の様々な実効性のある活動に取り組み剣道の普及を図る。

3. 女　子

剣道人口減への対策を充実し、女性指導者の果たすべき役割を検討するなど、目指す剣道像の構築や競技力のさらなる向上を図る。

(1) 幼少年女子講習会の中に、幼少年初心者指導と共に女性初心者指導を取り入れる。さらに女子講習生の底辺拡大を考慮し、参加者の条件として「級・段位は問わないこと」を加える。

(2) 「正しい剣道」「魅力ある剣道」「剣道の楽しさ」を伝えること、女性指導者を育成すること、女性指導者の指導力の一層の強化を図ること、を三本柱に据えて事業を推進していく。

(3) 審判技能及び質の高い女子審判員の育成と共に、全国大会における審判主任を務めることができる女子審判員を育成する。「魅力ある大会」の一つとして全剣連主催の全日本選抜女子剣道七段優勝大会が実施できるよう検討する。

(4) 各都道府県及び地区剣道連盟において、女性が中心となって企画運営している活動例を収集し、女子代表者による全国リモート連絡会議や講習会及び広報等を通して情報発信していく。

(5) 子育て支援を実施することで女性剣士の発掘や活動再開が望める。剣道普及発展の為に、各都道府県及び地区連盟に子育て支援に対する理解・協力を得る方策を検討する。

4. 指　導

剣道を正しく普及するため、指導実施上の問題点を明らかにし、共通理解を前提とした指導のあり方を研究する。

(1) 「心法・刀法・身法」を一体として働かせ「気剣体一致」した打突ができるよう受講生のレベルに応じて指導する。

(2) 「日本剣道形」「木刀による剣道基本技稽古法」「竹刀稽古法」の位置づけとつながりを踏まえた各々の指導法の充実を図る。

(3) 剣道指導者育成中央研修会を実施する。

①第 36 回：令和 9 年 1 月 23 日(土)～24 日(日) 千葉県勝浦市
②第 37 回：令和 9 年 3 月 13 日(土)～14 日(日) 千葉県勝浦市

(4) 女子剣道指導法講習会を実施し、技能の向上および指導力の向上を図る。
①第 20 回：令和 8 年 6 月 6 日(土)～7 日(日) 静岡県静岡市
②第 21 回：令和 9 年 2 月開催予定　兵庫県姫路市

(5) 剣道指導者育成中央研修会、中堅剣士講習会、八段研修会、　女子剣道指導法講習会で『剣道指導要領』『剣道講習会資料』『日本剣道形解説書』『木刀による剣道基本技稽古法』を活用するとともに、各書の表記における整合性を確認し改訂する。

(6) 指導の充実を図るため、必要に応じて他の委員会と連携をとり検討する。

(7) 共通理解を進めるため、剣道愛好者の質問に答える『剣道指導におけるQ&A集（仮題)』の作成に取り組む。

(8) 剣道八段研修会を実施する。
令和 8 年 6 月 19 日（金）～21 日（日） 千葉県勝浦市

(9) 中堅剣士講習会を開催する。
令和 8 年 6 月 12 日（金）～14 日（日） 奈良県奈良市

5. 強　化

わが国固有の伝統文化である剣道を正しく継承し、国内外に誇れる剣道の資質・力量を兼ね備えた剣士の育成・強化を図る。具体的施策は、以下の通りとする。

(1) 第 1 回アジア・オセアニア剣道選手権大会での全部門優勝に向け、男女代表合宿の充実を図ると共に、第 20 回世界剣道選手権における代表選手選考を兼ねた強化訓練講習会を重ねながら、世界に誇れる選手を育成する。また、将来性豊かな人材の発掘に向け、各種大会視察も実施する。

(2) 高い水準の本質的な地力を備え、剣道を正しく伝承・推奨しうる男女青年層の剣士を育成するため、骨太ブロック別講習会を実施する。

6. 称号・段級位

称号・段級位審査規則および細則を遵守し、審査の適正な運営を図る。

(1) 国内外における称号・段位審査会を効果的に実施する。

(2) 審査業務のより適切な運営の実施を推進する。

(3) 称号・段級位審査会の合理的な運用を図る。

(4)　称号・段位の取得方法を効果的に推進する。

7. 試合・審判

試合・審判規則とその細則、運営要領の適正な運用を図る。

(1)　審判員としての適正な試合運営能力および指導力の向上のため、実践的な研修会を実施する。

(2)　研修会・講習会を通して女子審判員の育成および審判技能の向上を図る。

(3)　2026 年第 1 回アジア・オセアニア大会，2027 年世界大会に向けて、各国における審判技能の向上と大会への支援について検討を行う。

(4)　講師要員研修会、後援講習会を実施し審判員の資質向上に努める。

(5)　令和 6 年度改訂『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の解釈と運用について判断基準の統一とそのさらなる定着を図り、審判法の研究とあわせて試合内容の充実を目指す。

(6)　医・科学委員会等との連携による「剣道用具等の仕様について」の研究と今後の感染症予防や安全対策について継続して検討する。

8. 居合道

令和８年度は引き続き中長期計画に基づいた活動を推進する。

・「中央・地区講習会」「八段研修会」は前年度の振り返りを活かし、「コンプライアンス」「指導者育成」「古流研鑽」の各内容の更なる充実を図る。

・『指導上の留意点』の見直し、および『全剣連居合（解説)』の改正を進め、全日本剣道連盟居合の技倆向上、普及発展に努める。

・アジア・オセアニア剣道大会において居合道人口増の取り組みを全剣連と連携して行う。

(1)　コンプライアンス及び『倫理に関するガイドライン』の遵守の継続

各講習会および研修会にて「倫理に関するガイドライン」特に「ハラスメント撲滅」を重点的に再確認してもらうなどの啓蒙活動を行う。

(2)　『全日本剣道連盟居合（解説)』の改訂および『指導上の留意点』の更新

「指導上の留意点」は現状の課題を踏まえた見直しを検討し、必要に応じて「中央・地区講習会」にて頒布を行う。『全剣連居合（解説)』について改正を進める。

(3)　指導者の育成

中央・地区講習会において全剣連居合講習及び審判技量向上と指導者としての心構えを醸成する。八段については継続して八段研修会を実施し、審判員、審査員及び「指導者」としての研修を行う。

(4) 古流研鑽の推奨

中央・地区講習会において自流派・他流派に触れる機会を設け全剣連居合の修練を深めるためにも、古流の研鑽を推奨していく。

(5) 居合道人口増加への取り組み

居合道人口の増加の取り組みは、将来の斯道の発展に不可欠である。現在の居合道愛好者の継続と人口増加取り組み案をさらに検討していく。

9. 杖　道

第一次基本計画を踏まえ全剣連杖道の正しい理解を徹底し、会員数の増加を図ると共に杖道の普及・発展を目指し以下の項目の徹底に努める。

(1) 各種大会などでの演武の機会を作り、体験会やインターネット、SNS 等を利用した広報活動への積極的な取り組みを働きかける。

(2) 杖道部会未設置県に対する杖道部会設置の働きかけを行っていくと同時に解消に向けた問題点の解決策を検討する。

(3) 都道府県における審査会を含み審査員となる者に、称号・段位審査規則、同細則と審査員研修資料の遵守を研修を通じて徹底し、適正な審査の運営を図る。

(4) 審判員として、試合・審判規則、同細則を正しく理解・遵守と適正かつ公正な試合運営能力向上のための実践的な研修を行う。各都道府県大会の実施を促していく。

(5) 講習会等において中堅指導者の術技および指導力の向上を図る。また、杖道八段受有者の全剣連杖道の正しい理解と共通認識を得るための研修を行い、指導者としての意識の向上に努める。

(6) 全日本杖道大会への参加者数の増加等より一層の充実を図る。

都道府県対抗の団体戦導入など大会運営を検討する。

10. 社会体育指導員

〇養成講習会

初級：全国５か所（首都圏と関東を含む）

中級：全国２か所（東・西日本）

上級：全国２か所（東・西日本）

専門大学生初級：関係５大学の学生対象、１カ所での集合形態（日帰り）

○全級養成講習会の内容・日程等の継続的な見直し

○更新講習会

初級：書面または対面講習会

中級：書面または対面講習会

上級：書面または対面講習会

＊書面内容はR7年度の内容を一部訂正加筆する。対面講習会は全級とも東京で１回実施する（日帰り）

(1) 初級養成講習会の会場地に関しては、首都圏及び関東の他に地域性を例年通り配慮する。また、定員も可能な限り受講希望に対応できるよう配慮する。なお、中・上級養成講習会は、従来通り東・西日本の２か所で開催する。また、専門大学については、東京での日帰り・集合形態で開催する。そのため、必要な講義等は可能な限りリモートで実施する。

全級の更新講習会については、引き続き感染症予防の観点と、JSPOのコーチ資格更新期間（年度の上半期）との関連から、対面と書面の選択制を継続する。

(2) 前年度に引続き、全級養成及び更新講習会における全剣連「倫理に関するガイドイラン」・「剣の理法補足説明版」・「感染症予防のガイドライン」・コロナ禍後の「試合・審判法」に関する講習を充実させ、周知・普及を目指す。

(3) 本制度の意義・価値の創出に向け、男女各都道府県対抗大会における監督への指導員資格の条件付けに併せて、今年度はさらにJSPOコーチ資格との紐づけを行う。また、各種幼少年全国大会の監督資格への条件付けについて、具体的な検討を開始する。

(4) 有資格者名簿を継続して送付し、具体的な活用について促進を図る。また、併せて中学校部活動の地域移行に伴う現状や課題についても、「剣道未来プロジェクト」を含む全剣連の委員会を横断した情報交換や共有及び取り組みを推進していく。

11. 国　際

(1) 国際剣道連盟に対する実務的及び財政的支援を継続する。

FIK法人化の準備（定款の作成）、FIK理事会の開催、FIK予算の策定と運営、FIK試合・審判委員会、スポーツアコード・AIMS関係会議参加、FIKア

ンチ・ドーピングなどの諸活動等の支援を行う。

(2) ヨーロッパ剣道連盟の総会への参加等を通して各地域の状況の情報収集を行うと共に相互理解を深める。

(3) 20WKC 東京開催に向け、準備委員会のもと計画的に準備を進める。
20WKC 審判講習会を開催する。

(4) 1AOKC、20WKC 等を活用し、剣道人口を増やす活動について、剣道未来プロジェクトと連携する。

(5) 1AOKC を成功裡に開催するために、アジア・オセアニア剣道連盟に対する実務的及び財政的支援を実施する。特に、東京都の開催支援の獲得をサポートする。

(6) FIK の IOC 承認団体申請の是非について全剣連内で丁寧な説明を行い、議論をし、合意形成を図る。

(7) 海外で行われる剣道競技、講習会等へ日本の優れた指導者を引き続き派遣する。各地域の状況を考慮して公平な支援を行う。

(8) HP、英文資料等を通じた情報発信活動を強化する。英文資料については日本剣道形解説書、居合道試合審判規則の改訂、杖道試合審判規則の英訳を行う。

(9) 通常の中古剣道具寄贈は実施しない。輸送費用を負担できる剣道普及途上国・地域への支援は行う。国内の寄贈先は増やすことも検討する。

(10) 海外からの全剣連段位称号受審者、京都演武会参加者の受け入れを支援する。効率的な手続きを確立する。

12. アスリート

(1) 20WKC 世界剣道選手権大会日本代表候補選手のフォロー

・相談窓口の継続運用

・定期的なアンケート等の実施により選手の状況を把握し、必要に応じフォローを実施

(2) 剣道普及活動

・他委員会との連携による効果的な活動の検討、推進。
例）剣道アスリートを題材とした剣道普及ポスターの制作等

(3) 次世代のアスリート育成

・継続的、計画的な動画配信

・日本一の道場、学校訪問

・講習会等への選手や委員の派遣

13. 広報活動ならびに物販事業

(1) 月刊広報・機関誌『剣窓』の誌面内容充実をさらに進めるとともに、「世界大会応援クラブ」との連携を図り、購読者拡大に努める。

(2) ホームページおよびソーシャルメディアに加え、ニュースリリース配信サイト等を活用し、発信機能を高める。発信内容は、各専門委員会と連携を図る。

(3) 剣道普及キャラクター「ぶしし」の多面的活用を検討、実施する。

(4) メディア等の対応を適切に行い、剣道等の情報提供を通じ、正しい認識と普及に努める。

(5) 主要大会の中継、録画、録音を改善充実するとともに、個人情報保護等の取扱いを適切に進める。

(6) 全剣連頒布物などの知的財産権に関する管理、安全を適切に進める。

(7) 「剣道カレンダー」の作成・頒布を行う。

14. 文化関係事業（資料）

(1) 歴史的資料（映像資料含む）の整理保存を継続する。

(2) 諸外国で保存されている資料を選択、蒐集する。

(3) IT を活用した歴史的資料の公開サービスに向けて継続して検討を行う。

(4) ホームページ掲載中の『令和版剣道百家箴』を継続する。

15. 医・科学

(1) 最新情報の提供

全剣連として剣道の安全性を啓発活動するために、当該年度は下記情報提供に取り組む。

・剣道救急医学ハンドブック英語版の完成と PDF 化

・剣道における安全対策に必要な啓発資料の作成

・剣道時代リレーコラム「安全の構え方」の継続

(2) 各種報告システムによる調査

現状のシステム（重大事故・熱中症・COVID-19）の継続や関連団体の報告のしやすさ、世間への還元方法などにつき、委員会メンバーと協議を続ける。

(3) 剣道の安全性の研究・確認

・全国の施設につき、WBGT 計および AED の設置状況を調査した結果をもとに、

委員会メンバーと今後の対策を協議する。

・アキレス腱断裂の危険因子の研究を支援する。

・剣道と難聴の関係に関する研究結果につき、剣道に関する誤解を招かない範囲で公開を目指す。

・生涯剣道の効用につき、研究計画をたてる。

(4) 医・科学委員会としての科学的支援

選手強化においては、引き続き帯同医師・トレーナーの選考を担う。

本年度日本で主宰されるアジア・オセアニア剣道選手権等の全剣連主催の大会における救護体制の整備につき、全剣連及び当該委員会との意見交換を行う。

(5) 他委員会との連携

以下の委員会を含め、多くの委員会との連携を継続・充実させる。

・アンチ・ドーピング委員会：アンチ・ドーピングに関する最新情報共有

・試合・審判委員会：竹刀及び剣道具の安全性検討

・国際委員会：アジア・オセアニア剣道選手権や世界大会における救護等の準備

・広報委員会情報小委員会：啓発における情報発信の連携の為

16. アンチ・ドーピング

(1) WADA の禁止表改訂時に「剣士のためのアンチ・ドーピングマニュアル」の改訂の要否を確認する。

(2) 全剣連 HP 上でアンチ・ドーピングに関する啓発活動を継続し、必要時には速やかにアップデートする。

(3) 「剣窓」にわかりやすいアンチ・ドーピングに関する解説記事を掲載する。

(4) ジュニア世代への啓発活動の継続・拡充を図る。

(5) トップクラス選手・高齢者への啓発活動を継続・拡充を図る。

(6) 承認 educator の更新および新規育成を推進し、Educator による対面教育を継続する。

17. 情報処理関係

(1) 大会運営（時計、記録、掲示等）と大会中継、速報等の情報提供サービスが連動できるシステムの安定運用に努める。

(2)　ネット情報の適切な配信とサイバーセキュリティに努める。
(3)　著作権侵害やソーシャルメディア等の偽アカウントへの対策を継続して行う。

18. 総務・経理関係

連盟運営の合理化・効率化を推進し、財務の効率化に貢献する。

(1)　九段事務所・北の丸事務所のより効率的な運営を行う。
(2)　財務の効率化向上のため、各種施策を実行する。

19. 表彰事業

剣道発展のために顕彰制度の適切な運用を行う。

20. 対外関係

関係団体に対する援助・協力、その他関係先との連携強化に努める。

(1)　都道府県剣連、全国組織剣道関係団体との連携の緊密化を図り、その剣道普及・振興への援助と協力を行う。
(2)　剣道に対する理解・評価を高めるため、関係官庁及び関連団体、報道機関等との関係の円滑化を図る。

以　上